

○青山学院大学学友会会則

(1981年12月23日制定(1994年1月17日全部改正))

改正 1997年6月16日 2007年4月18日

2018年5月16日

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、青山学院大学学友会と称し、本部を東京都渋谷区渋谷4-4-25 青山学院大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、青山学院大学(以下「本学」という。)学生及び教職員が協力し、青山学院教育方針に基づき、文化的意識を振興し、健全なる身体の発育と品性の陶冶を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条に規定する目的を達成するために、必要な事業を行う。

第2章 会員及び組織

(会員)

第4条 本会は、普通会員(本学学部全学生)及び特別会員(本学専任教職員)をもって組織する。

2 普通会員は、第5条に規定するいずれかの部会に、加入の申請をすることができる。

(組織)

第5条 本会に文化連合会及び体育連合会を置き、これに加盟する部会並びに第4章に規定する学友会運営委員会直属団体(応援団、吹奏楽バトントワリング部、白馬ヒュッテ運営委員会、新聞編集委員会、英字新聞編集委員会)及び学友会運営委員会附置委員会(青山祭委員会、相模原祭委員会、その他の委員会)並びに第6章に規定する愛好団体をもって構成する(別表第1)。

2 文化連合会及び体育連合会の細則、並びに学友会運営委員会直属団体の内規、学友会運営委員会附置委員会の細則及び内規は、別に定める。(別表第2)。

(顧問会)

第6条 文化連合会及び体育連合会に顧問会(部会長会)を置く。

2 顧問会(部会長会)は、第19条に規定する顧問(部会長)をもって構成する。

第3章 役員

(会長)

第7条 本会に会長を置き、学長がこれに当たる。

2 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、代理を置くことができる。

(文化連合会会長及び体育連合会会長)

第8条 文化連合会及び体育連合会に、文化連合会会長及び体育連合会会長を置き、必要に応じ、その他の役員を置くことができる。

2 文化連合会会長及び体育連合会会長は、本学専任教員中から、顧問会(部会長会)の推薦により、会長が委嘱する。

3 文化連合会会長及び体育連合会会長は、各連合会の会務を掌理する。

4 その他の役員の選出は、別に定める各連合会の細則による。

(役員任期)

第9条 本会の役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 学友会運営委員会

(審議事項)

第10条 本会に学友会運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置き、次の各号に掲げる事項の審議機関とする。

- (1) 予算案の作成及び決算報告書の作成
 - (2) 部会、運営委員会直属団体(以下「直属団体」という。)、運営委員会附置委員会(以下「附置委員会」という。)及び愛好団体の設立、合併、停止(休部)及び解散(廃部)
 - (3) 本会事業の企画及び実行
 - (4) 文化連合会及び体育連合会の細則並びに直属団体の内規及び附置委員会細則及び内規の改廃
 - (5) 賞罰
 - (6) 本会会則の改廃
 - (7) その他本会の目的事業遂行に関する事項
- (運営委員会委員構成)

第11条 運営委員会は、普通会员の委員及び特別会員の委員から構成され、委員数は各同数とし、次の各号により、会長が委嘱する。

- (1) 普通会员の委員は、各連合会及び直属団体から選出された委員とする(別表第3)。
 - (2) 特別会員の委員は、顧問会(部会長会)において選出された委員、直属団体の顧問から選出された委員、抛職上の委員及び会長が委嘱した委員とする(別表第3)。
- (運営委員長)

第12条 運営委員会に委員長を置く。委員長は運営委員会の推薦により、特別会員である運営委員中から会長が委嘱する。

(定例運営委員会)

第13条 運営委員会は、定例として年2回開く。

2 運営委員会は、委員の過半数をもって成立する。

3 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。

(臨時運営委員会)

第14条 委員長は、次の各号に該当する場合、臨時運営委員会を開催することができる。

- (1) 委員長が必要と認めたとき
 - (2) 委員の3分の1以上の請求があったとき
- (直属団体)

第15条 運営委員会に次の直属団体を置く。

- (1) 応援団
- (2) 吹奏楽バトントワリング部
- (3) 白馬ヒュッテ運営委員会
- (4) 新聞編集委員会
- (5) 英字新聞編集委員会

2 直属団体の顧問及び書類提出義務は、第5章に規定する部会に準じる。

(附置委員会)

第16条 運営委員会は、次の委員会を附置し、必要に応じ、その他の委員会を附置することができる。

- (1) 青山祭委員会
- (2) 相模原祭委員会

- 2 各委員会の普通会員は、文化連合会、体育連合会、及び直属団体から選出された委員とする。
- 3 各委員会の特別会員は、会長が委嘱した委員とする。
- 4 各委員会の細則は、別に定める。
- 5 各委員会の下に実行委員会を置く。
- 6 各実行委員会内規は、別に定める。

(運営委員の任期)

第17条 運営委員会の委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 部会

(顧問の設置)

第18条 部会は、顧問(部会長)を置かなければならない。

(顧問の資格)

第19条 部会の顧問(部会長)は、本学専任教員とし、部会員の推薦を経て、会長が委嘱する。

- 2 顧問(部会長)は、その部会の会務遂行について助言する。
- 3 顧問(部会長)は、その部会の所属する同一連合会において、原則として他の顧問(部会長)を兼任することはできない。
- 4 顧問(部会長)の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(書類の提出義務)

第20条 部会は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 部会員名簿(役員名簿を含む。)
- (2) 顧問(部会長)承諾書
- (3) 前年度活動報告及び当該年度活動予定表
- (4) 前年度決算報告書及び当該年度予算案
- (5) 部屋使用許可願及び部会活動援助金下付願

第6章 愛好団体

(愛好団体の設立)

第21条 普通会員が文化または体育に関する愛好団体を設立し、本会の公認を受けようとするときは、顧問として本学専任教員を置き、次に掲げる愛好団体設立申請書類を提出し、運営委員会の審議を受けなければならない。

- (1) 設立趣意書(目的、既存同類部会との相違及びその関係の説明を含む。)
- (2) 顧問承諾書
- (3) 会員名簿(役員名簿を含む。)
- (4) 年間活動内容
- (5) 申請年度の予算案
- (6) 学内外の他団体との関連の有無及びその名称と内容の説明

- 2 愛好団体の公認有効期間は、1年間とする。ただし、引き続き公認申請をすることができる。
- 3 会員の構成員は、原則として、2学部(2学科)以上にわたり20名以上とする。

4 愛好団体の顧問は、その団体の会務遂行を助言する。

第7章 会計及び監査委員会

(経費)

第22条 本会の経費は、次の収入をもって当てる。

- (1) 学友会費
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

2 学友会費の金額は、青山学院大学学費納付規則別表に規定するとおりとする。

3 本会の経費は、会長の委嘱する機関が管理する。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査委員会)

第24条 本会の事業が公正に運営されるために監査委員会を置く。

2 監査委員会の委員長及び委員は、会長が委嘱する。

(会計監査)

第25条 監査委員会は、毎年1回、定例会計監査を行う。ただし、必要に応じ、臨時の会計監査を行うことができる。

2 監査委員会は、必要に応じ、部会等の施設、備品、財産等について調査することができる。

第8章 事務所管

(事務所管)

第26条 本会の事務は、学生生活部が行う。

第9章 賞罰

(表彰)

第27条 本会の発展に多大の貢献があると認められる会員又は部会、直属団体、附置委員会(実行委員会)及び愛好団体については、運営委員会の議を経て、表彰することができる。

2 表彰内規は別に定める。

(罰則)

第28条 本会の秩序を乱し、名誉を著しくき損した部会、直属団体、附置委員会(実行委員会)及び愛好団体については、運営委員会の議を経て、次の処置を行うことがある。

- (1) 訓戒
- (2) 予算の削減
- (3) 関連施設の使用停止
- (4) 活動の停止
- (5) 解散又は公認の取り消し

第10章 補則

(改廃手続)

第29条 この会則は、運営委員会の議を経た後、会長の承認を得て改廃することができる。

附 則

この会則は、1994年4月1日から施行する。

附 則(1997年6月16日)

この会則は、1998年4月1日から施行する。

附 則(2007年4月18日)

この会則は、2007年4月19日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則(2018年5月16日)

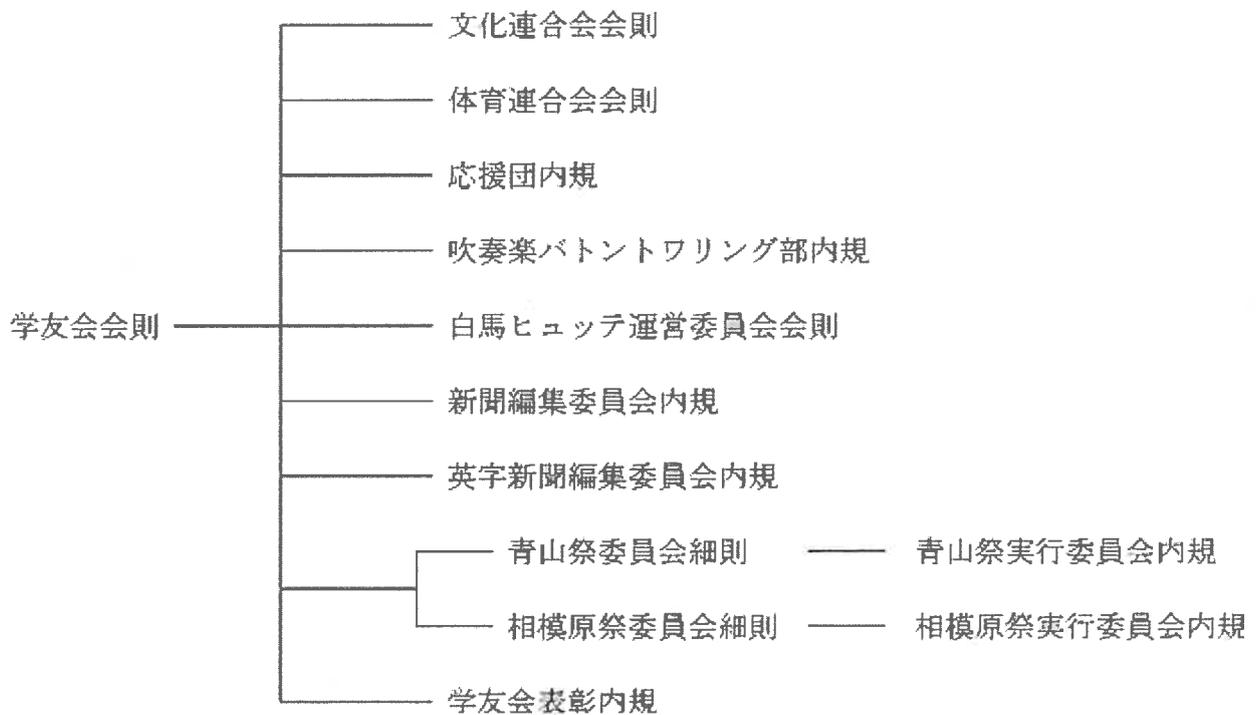
この会則は、2018年5月17日から施行する。

別表第1(第5条関係)

[別紙参照]

別表第2(第5条関係)

青山学院大学学友会関係規則



別表第3(第11条関係)

[別紙参照]

